

○国立大学法人帯広畜産大学長選考会議規程

(平成16年4月8日規程第62号)

改正 平成20年3月31日規程第20号 平成27年1月15日規程第4号

平成28年4月13日規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人帯広畜産大学組織規則(平成16年規則第1号)第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人帯広畜産大学長選考会議(以下「選考会議」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関する事項
- (2) 学長の任期に関する事項
- (3) 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- (4) 学長の解任に関する事項

(組織)

第3条 選考会議は、次に掲げる委員各同数をもって組織する。

(1) 国立大学法人帯広畜産大学経営協議会規程(平成16年規程第3号)第3条第1項第4号に掲げる委員のうちから、経営協議会において選出された者

(2) 国立大学法人帯広畜産大学教育研究評議会規程(平成16年規程第4号)第3条第3号から第12号に掲げる評議員のうちから、教育研究評議会において選出された者

2 選考会議が必要と認めるときは、前項に掲げる委員のほか、学長又は理事を委員に加えることができる。ただし、その数は委員の総数の3分の1を超えてはならない。

3 委員が学長候補者となったときは、委員を辞任するものとし、前項の委員を除き、その欠員は、速やかに補充するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ経営協議会委員、教育研究評議会評議員、学長又は理事としての任期と同一とし、再任を妨げない。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、第3条第1項の委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第4号に基づき学長の解任を決議する場合は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意向を聴くことができる。

(庶務)

第8条 選考会議の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月8日から施行する。

2 この規程施行の際、最初に選出される第3条第1項の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則(平成20年3月31日規程第20号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月15日規程第4号)

この規程は、平成27年1月15日から施行する。

附 則(平成28年4月13日規程第24号)

この規程は、平成28年4月13日から施行する。